

新町まちづくり計画

さと

— 人と大地が躍動し みんなで築く ふれあいの郷土 —

平成17年2月

幕別町・忠類村合併協議会

平成27年12月変更 幕別町

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 新町まちづくり計画の策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第1節 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第2節 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第2章 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第1節 位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第2節 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第3節 人口・世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第4節 産業構造等・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 第5節 行財政・公共施設等・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 第3章 合併の必要性と効果・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 第1節 合併の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 第2節 合併の効果・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 第4章 新町のまちづくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| 第1節 主要指標・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| 第2節 新町の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 第3節 新町のまちづくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 第4節 地域別整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 |
| 第5章 新町の主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| 第1節 施策推進の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| 第2節 新町におけるまちづくりの施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| 第3節 新町の主要施策・・・・・・・・・・・・・・・・ | 22 |
| 第6章 北海道事業の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ | 43 |
| 第1節 北海道の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ | 43 |
| 第2節 新町における北海道事業・・・・・・・・・・・・・・・・ | 43 |
| 第7章 公共施設等の統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・ | 44 |
| 第8章 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・ | 45 |
| 第1節 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ | 45 |
| 第2節 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・ | 47 |

第1章 新町まちづくり計画策定の方針

第1節 策定の趣旨

本計画は、幕別町及び忠類村の2町村が合併後の新しいまちを創造していくための基本方針及びそれを実現するための施策などについて定めるもので、調和のとれた総合的かつ効果的な新町建設を推進することにより、地域の速やかな一体性の確立を図るとともに、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指します。

また、この計画は新町の総合計画にも受け継がれていきます。

第2節 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針、それを実現するための主要施策、北海道事業の推進、公共施設等の統合整備及び計画期間中の財政計画で構成します。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、合併年度から平成32年度までとします。

第2章 地域の概況

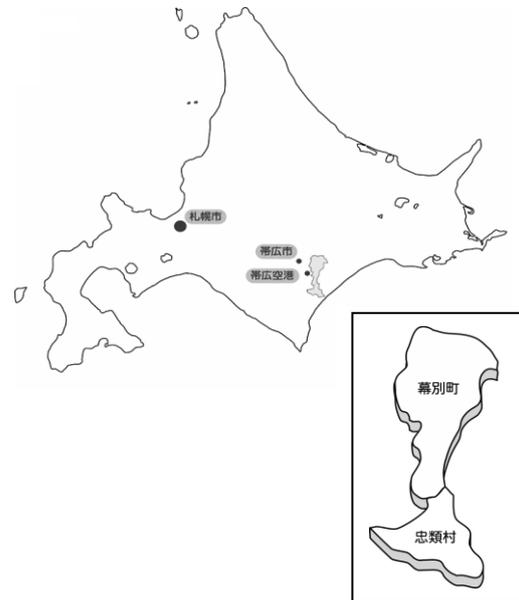
第1節 位置と地勢

幕別町は、十勝中央部よりやや南に位置し、西は十勝の中核都市帯広市に、北は音更町と池田町、東は豊頃町、南は更別村と忠類村に隣接し、面積340.46km²の町です。

忠類村は、東と南は大樹町、西は更別村、北は幕別町と豊頃町に接し、東、西、北部の3方が標高200～300mの丘陵地に囲まれており、面積137.22km²の村です。

北側に十勝川、西側に札内川、そして中央部を猿別川が流れ、西方に日高山脈を一望できる、平地や段丘が広がる豊かな自然に恵まれた地域です。

注) 国土地理院による「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」による幕別町の面積は477.64 km²である。なお、平成26年の面積調から測定方法が変更されたが、合併前の旧自治体ごとの面積は公表されていないため、合計は一致しない。



第2節 沿革

1 幕別町

幕別町は、明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその管轄となったことで開拓が始まりました。同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和人人地の始まりです。その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六か村戸長役場が猿別に設けられました。この年が幕別町の開基1年目で、同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動しました。昭和21年町制が施行され、翌年池田町より新川地区を編入、同23年に勢雄、弘和の一部を更別村に分轄し、現在の行政面積になりました。

2 忠類村

忠類村の開拓は、明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身で入植し始めました。同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれました。同39年4月に2級町村制施行で当縁村が廃止され、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称し、現在の広尾町に村役場を設置しました。大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生。同24年8月に大樹村から分村し、現在の忠類村になりました。

第3節 人口・世帯数

1 人口

幕別町は、帯広市と隣接する札内地区を中心に人口の増加が続いています。

忠類村は、他の過疎地域と同様に減少傾向にありますが、近年宅地造成や公営住宅等の建設、定住促進施策の効果で横ばいの状態にあります。

年齢区分別割合でみると、幕別町、忠類村とも、他の地域と同様に、少子高齢化の進展が見受けられます。

総人口と年齢3区分人口の推移

単位：人・%

| 区 分 | | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|--------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幕別町 総人口 | | 20,084 | 21,270 | 21,395 | 22,369 | 24,276 |
| 年少人口 (0～14歳) | 人 数 | 5,012 | 5,044 | 4,333 | 3,932 | 3,970 |
| | 構成比 | 25.0 | 23.7 | 20.3 | 17.6 | 16.4 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 人 数 | 13,283 | 13,943 | 14,167 | 14,870 | 15,785 |
| | 構成比 | 66.1 | 65.6 | 66.2 | 66.5 | 65.0 |
| 老年人口 (65歳以上) | 人 数 | 1,789 | 2,283 | 2,865 | 3,567 | 4,498 |
| | 構成比 | 8.9 | 10.7 | 13.5 | 15.9 | 18.5 |
| 忠類村 総人口 | | 2,306 | 2,227 | 2,013 | 1,871 | 1,804 |
| 年少人口 (0～14歳) | 人 数 | 567 | 508 | 385 | 273 | 230 |
| | 構成比 | 24.6 | 22.8 | 19.1 | 14.6 | 12.7 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 人 数 | 1,483 | 1,408 | 1,285 | 1,179 | 1,120 |
| | 構成比 | 64.3 | 63.2 | 63.8 | 63.0 | 62.1 |
| 老年人口 (65歳以上) | 人 数 | 256 | 311 | 343 | 419 | 454 |
| | 構成比 | 11.1 | 14.0 | 17.1 | 22.4 | 25.2 |

資料：国勢調査

注) 年齢不詳があるため、必ずしも各年齢層の人口の合計と総人口とは合わない。

2 世帯数

幕別町は、人口増加及び核家族化の進行により、昭和55年と比較して約47%増加しています。

忠類村は、昭和55年から平成2年までは、人口の減少とともに世帯数も減少を続けていましたが、平成7年以降、人口は引き続き減少しているものの、世帯数は増加傾向に転じ、幕別町同様核家族化の傾向を示しています。

世帯数の推移

単位：世帯・人

| 区 分 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幕別町 世帯数 | 5,878 | 6,336 | 6,639 | 7,497 | 8,660 |
| 1世帯あたり人数 | 3.4 | 3.4 | 3.2 | 3.0 | 2.8 |
| 忠類村 世帯数 | 658 | 638 | 620 | 649 | 682 |
| 1世帯あたり人数 | 3.5 | 3.5 | 3.2 | 2.9 | 2.6 |

資料：国勢調査

3 産業別就業人口

幕別町、忠類村ともに第1次産業及び第2次産業の構成比が減少傾向にありますが、第3次産業の構成比は増加傾向を示しています。

産業別就業人口・割合の推移

単位：人・%

| 区 分 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 幕別町 就業人口 | 10,197 | 10,552 | 10,730 | 11,827 | 12,589 | |
| 第1次産業 | 人 数 | 2,867 | 2,798 | 2,627 | 2,371 | 2,110 |
| | 構成比 | 28.1 | 26.5 | 24.5 | 20.1 | 17.0 |
| 第2次産業 | 人 数 | 2,685 | 2,709 | 2,661 | 2,951 | 3,025 |
| | 構成比 | 26.3 | 25.7 | 24.8 | 25.0 | 24.3 |
| 第3次産業 | 人 数 | 4,642 | 5,043 | 5,432 | 6,459 | 7,313 |
| | 構成比 | 45.5 | 47.8 | 50.7 | 54.8 | 58.7 |
| 忠類村 就業人口 | 1,237 | 1,206 | 1,079 | 1,060 | 1,007 | |
| 第1次産業 | 人 数 | 615 | 591 | 527 | 468 | 448 |
| | 構成比 | 49.7 | 49.0 | 48.8 | 44.2 | 44.5 |
| 第2次産業 | 人 数 | 203 | 134 | 143 | 126 | 108 |
| | 構成比 | 16.4 | 11.1 | 13.3 | 11.9 | 10.7 |
| 第3次産業 | 人 数 | 419 | 481 | 409 | 466 | 451 |
| | 構成比 | 33.9 | 39.9 | 37.9 | 44.0 | 44.8 |

資料：国勢調査

注) 分類不能があるため、必ずしも各産業別人口の合計と就業人口とは合わない。

第4節 産業構造等

1 農業

農家戸数は、幕別町、忠類村ともに減少傾向にあります。

幕別町は、麦類、いも類、てん菜を主体とした畑作地帯であり、近年は野菜の作付けが増えており、平成14年の農業産出額は約195億円となっています。

忠類村は、酪農及び肉牛が主体であり、平成14年の農業産出額は約40億円となっています。

農家戸数と農業粗生産額の推移

単位：戸・千万円

| 項 目 | | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幕別町 | 農家戸数 | 968 | 906 | 831 | 732 | 636 |
| | 農業粗生産額 | 1,272 | 1,514 | 1,669 | 1,729 | 1,708 |
| 忠類村 | 農家戸数 | 192 | 172 | 155 | 135 | 116 |
| | 農業粗生産額 | 265 | 363 | 350 | 357 | 368 |

資料：農林業センサス

農業産出額の状況（平成14年）

単位：千万円

| 町村名 | 麦類 | 雑穀・豆類 | いも類 | 野菜 | てん菜 | 肉用牛 | 乳用牛 | その他 | 合計 |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 幕別町 | 387 | 64 | 353 | 440 | 318 | 77 | 298 | 17 | 1,954 |
| 忠類村 | 11 | 5 | 16 | 4 | 12 | 34 | 306 | 8 | 396 |

資料：農林水産統計年報

注) 農業粗生産額は、平成13年より農業産出額となっている。

2 商工業

商業については、幕別町は商店数が224店、従業員数が1,450人、年間販売額が約334億円となっています。忠類村は、商店数が25店、従業員数が93人、年間販売額が約18億円となっています。

工業については、幕別町は、窯業・土石製品、木材・木製品、食料品などを中心に、事業所数が39か所、従業員数1,076人、製造品出荷額等が約166億円となっています。忠類村の事業所数は1か所となっています。

商業の状況（平成14年）

単位：店・人・億円

| 町村名 | 商店数 | 従業員数 | 年間販売額 |
|-----|-----|-------|-------|
| 幕別町 | 224 | 1,450 | 334 |
| 忠類村 | 25 | 93 | 18 |

資料：商業統計調査

工業の状況（平成14年）

単位：か所・人・億円

| 町村名 | 事業所数 | 従業員数 | 製造品出荷額 |
|-----|------|-------|--------|
| 幕別町 | 39 | 1,076 | 166 |
| 忠類村 | 1 | — | — |

資料：工業統計調査

注) 忠類村は、事業所が少なく、個々の事業所の秘密を守るため、「-」と示している。

3 観光

観光については、幕別町はパークゴルフや温泉資源、忠類村はナウマン象による知名度と温泉資源やスキー場など、参加・体験型の観光が中心となっています。

平成15年度の観光客入込客数は、幕別町が34.5万人、忠類村が3.2万人で、前年度から大幅に減少しています。

また、宿泊客の占める割合は、全体の2割前後で、日帰り客主体の観光となっています。

観光客入込客数の推移

単位：千人

| 区分 | | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幕別町 | 観光客入込客数 | 474 | 428 | 371 | 385 | 345 |
| | うち宿泊客数 | 86 | 68 | 87 | 93 | 81 |
| 忠類村 | 観光客入込客数 | 54 | 46 | 42 | 44 | 32 |
| | うち宿泊客数 | 10 | 10 | 9 | 11 | 6 |

資料：北海道観光客入込客報告書

第5節 行財政・公共施設等

1 行財政

平成16年度の議員数は、幕別町22人、忠類村9人、一般行政職員数が幕別町180人、忠類村50人という状況にあります。

平成15年度の一般会計（普通会計）の歳入総額は、幕別町が約131億円、忠類村が約28億円となっております。

幕別町は、財政力指数が0.307、経常収支比率が83.2%、起債制限比率が13.3%、地方債現在高は約205.9億円、基金現在高が約33.7億円となっております。

忠類村は、財政力指数が0.136、経常収支比率が78.0%、起債制限比率が3.0%、地方債現在高は約33.8億円、基金現在高が約14.2億円となっております。

議員数と職員数の状況（平成16年度）

単位：人

| 区 分 | 幕別町 | 忠類村 |
|-----------|-----|-----|
| 議員数 | 22 | 9 |
| 職員数 | 237 | 58 |
| うち一般行政職員数 | 180 | 50 |

財政の状況（平成15年度）

単位：千円・%

| 区 分 | 幕別町 | 忠類村 |
|-------------|------------|-----------|
| 歳入総額 | 13,133,799 | 2,774,392 |
| 歳出総額 | 13,003,882 | 2,754,424 |
| 財政力指数 | 0.307 | 0.136 |
| 経常収支比率 | 83.2 | 78.0 |
| 起債制限比率 | 13.3 | 3.0 |
| 地方債現在高 | 20,593,765 | 3,378,914 |
| 1人当たり地方債現在高 | 810 | 1,839 |
| 基金現在高 | 3,374,311 | 1,418,034 |
| 1人当たり基金現在高 | 133 | 772 |

資料：地方財政状況調査

2 保健・医療・福祉施設

医療施設は、病院が幕別町に1か所、町村立の診療所が幕別町に5か所、忠類村に2か所あります。また、町村立以外の診療所が幕別町に18か所あり、保健センターは、幕別町にあります。

保育所は、幕別町に11か所、516人の園児がおり、忠類村には1か所、47人の園児が通所しています。

社会福祉施設としては、2町村ともデイサービスセンターと在宅介護支援センターが設置されているほか、生活支援ハウスや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などがあります。

保健医療施設の状況（平成16年度）

単位：か所

| 区 分 | | 幕別町 | 忠類村 |
|-------|--------|-----|-----|
| 町村立 | 診 療 所 | 5 | 2 |
| | 保健センター | 1 | - |
| 病 院 | | 1 | - |
| 診 療 所 | | 18 | - |

保育所の状況（平成16年度）

単位：か所・人

| 区 分 | | 幕別町 | 忠類村 |
|-----|---------|-----|-----|
| 町村立 | 施 設 数 | 11 | 1 |
| | 定 員 | 630 | 70 |
| | 入 所 者 数 | 516 | 47 |

社会福祉施設の状況（平成16年度）

単位：か所

| 区 分 | 幕別町 | 忠類村 |
|----------------|-----|-----|
| 生活支援ハウス | - | 1 |
| デイサービスセンター | 2 | 1 |
| 在宅介護支援センター | 3 | 1 |
| 特別養護老人ホーム | 1 | - |
| 介護老人保健施設 | 1 | - |
| 老人福祉センター | 1 | - |
| 肢体不自由児通園施設 | 1 | - |
| 身体障害者小規模通所授産施設 | 1 | - |

3 学校教育施設

学校教育施設としては、幼稚園は幕別町に町立及び私立が各1園、小学校は、幕別町に9校、忠類村に1校、中学校は、幕別町に4校、忠類村に1校あります。

高等学校は、幕別町に道立と私立の学校が各1校あります。

学校教育施設の状況（平成16年度）

単位：園・人・校

| 区 分 | | 幕 別 町 | 忠 類 村 | |
|---------|-------|-------|-------|----|
| 幼 稚 園 | 町 村 立 | 設置数 | 1 | - |
| | | 児童数 | 67 | - |
| | 私 立 | 設置数 | 1 | - |
| | | 児童数 | 244 | - |
| 小 学 校 | 町 村 立 | 設置数 | 9 | 1 |
| | | 児童数 | 1,627 | 80 |
| 中 学 校 | 町 村 立 | 設置数 | 4 | 1 |
| | | 生徒数 | 827 | 53 |
| 高 等 学 校 | 道 立 | 設置数 | 1 | - |
| | | 生徒数 | 384 | - |
| | 私 立 | 設置数 | 1 | - |
| | | 生徒数 | 172 | - |

4 その他の公共施設等

その他の公共施設等としては、幕別町には、児童館や公民館、図書館、陸上競技場、プールなどが充実しており、忠類村には、体育館や野球場、プールなどがあります。

このほかの主な公共施設等としては、幕別町に百年記念ホールやパークゴルフ場、明野ヶ丘スキー場、忠類村にはナウマン象記念館や白銀台スキー場、ナウマン温泉ホテルアルコ236などがあります。

その他の公共施設等の整備状況（平成16年度）

単位：か所

| 区 分 | 幕別町 | 忠類村 |
|-----------|-----|-----|
| 児 童 館 | 3 | - |
| 公 会 堂 | 2 | - |
| 公 民 館 | 4 | - |
| 図 書 館 | 2 | - |
| 体 育 館 | 2 | 1 |
| 陸 上 競 技 場 | 1 | - |
| 野 球 場 | 2 | 1 |
| プ ー ル | 5 | 1 |
| 自然・青年の家 | 1 | - |

注) 幕別町のプールは学校プールと共用している。

上記以外の主なその他の公共施設等

| 町村名 | 施 設 名 |
|-----|---|
| 幕別町 | 百年記念ホール・ふるさと館・ふるさと味覚工房・蝦夷文化考古館・パークゴルフ場(11コース)・明野ヶ丘スキー場・近隣センター(39か所)・コミュニティセンター(6か所) |
| 忠類村 | ナウマン象記念館・白銀台スキー場・ナウマン温泉ホテルアルコ236・道の駅・パークゴルフ場(2コース)・キャンプ場・育苗センター・コミュニティセンター(1か所) |

第3章 合併の必要性と効果

第1節 合併の必要性

少子高齢化の進展や国、地方を通じた厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境は大きく変化しており、地域の個性を生かしたまちづくりや行政サービスのあり方が大きな課題となっています。市町村合併は、こうした環境変化に対応し、地域の持続的な発展を確保するための一つの手段であり、検討すべき課題となっています。

1 地方分権と協働のまちづくりへの対応

市町村が、自らの責任と判断で行政の施策やサービスの内容を決定し、実施していく地方分権が歩み始めています。

こうした中、住民の多様なニーズ、地域の特性や時代の変化に対応したまちづくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、地方分権に対応できる組織体制の整備とともに、これまでの行政主体のまちづくりから、住民と行政の協働（※1）によるまちづくりの推進が求められています。

2 少子高齢化への対応

出生率の低下や老年人口の占める割合の増加など、少子高齢化の進展に合わせて、これからは、どこに暮らしていても、保健・医療・福祉などの必要なサービスが受けられる体制づくりなど、高齢者等が健やかに暮らせる地域づくりや安心して子育てができる環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

また、少子化による年少人口や生産年齢人口の減少は、経済にマイナスの影響を与え、高齢化の進行は、医療、福祉等の社会保障関連経費の増大につながることから、市町村の財政事情は一層厳しくなり、行政サービスの水準を維持していくことが難しくなることが懸念されます。

3 厳しい財政運営への対応

国、地方の財政は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みなどとともに、近年の地方交付税や国等の補助金の急激な削減により、厳しい財政運営を余儀なくされており、この傾向は、今後も続くことが予想されています。

地方分権の進展により、市町村が果たすべき役割は増大しつつあるとともに、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる行政体制の整備が求められている中で、行政サービスの水準を維持していくためには、計画的な行財政改革の徹底と、適切な事業選択や受益と負担の適正化による財源の確保など、より一層効率的な行財政運営が求められています。

※1 住民と行政が対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するものであり、住民の主体性がより発揮できるもの。

4 競争と連携への対応

地域間競争、産地間競争など、地域が競い合う社会に変化してきています。

こうした競争に勝ち残り、個性豊かなまちづくりを実現していくためには、広域的な観点に立ち、これまでに培ったノウハウ（※2）や資源の共有化、地域ブランド（※3）の確立等、多面的な連携を図っていくことが必要となっています。

第2節 合併の効果

1 行財政基盤の強化

町村長などの特別職や議員、各種委員の総数の減少、管理部門の集約化など行政組織の再編整備、広域的な視点からの重点投資、国からの財政支援など、合併を通じて、経費の大幅な節減による財政基盤の強化と、それによる行政サービスの充実・安定が期待できます。

2 行政能力の向上と行政サービスの維持

職員の政策立案能力の向上や専門的人材の育成、総務・企画などの管理部門の効率化によるサービス部門の充実など、地方分権に対応できる組織体制の整備と、専門的な人材の確保による少子高齢化に対応した行政サービスの提供が可能になります。

3 広域的視点に立った一体的・効果的なまちづくりの推進

各産業分野における規模拡大、一体的な企業立地の促進、観光資源のネットワーク化、新産業創出への一体的支援など、総合的な産業振興施策の推進が可能になるとともに、道路、情報通信網などの一体的・効果的整備、文化・スポーツ施設等の公共施設の効率的配置など、均衡のとれたまちづくりの推進が期待できます。

また、これまで各町村単位で活動してきた各種住民団体やNPO法人（※4）等の連携・多様化が進むことで、内容の充実や新たな活動展開など、住民参加、協働のまちづくりの促進、都市と農村の共生・交流など、多面的な連携が可能になります。

※2 ものごとのやり方。技術や知識。

※3 他と区別・差別化することを意図して付与する名称、シンボル、デザインなど。

※4 継続的、自発的に社会活動を行う、営利を目的としない市民活動団体。民間非営利団体。

第4章 新町のまちづくりの基本方針

第1節 主要指標

1 人口

新町の平成22年国勢調査人口は26,547人で、平成17年に比べ321人の減となっています。しかし、住民基本台帳での推移を見ると、これまでの宅地造成や定住対策の推進により、平成27年3月末時点の住民基本台帳では27,596人と直近10年間で114人の増となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、今後の将来推計人口は徐々に減少することが予想されます。年齢別人口は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

新町の人口の将来見通し

単位：人・%

| 区 分 | | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 |
|---------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | | 26,080 | 26,868 | 26,547 | 26,354 | 25,768 |
| 年少人口 (0～14歳) | 人数 | 4,200 | 4,086 | 3,731 | 3,296 | 2,858 |
| | 構成比 | 16.1 | 15.2 | 14.1 | 12.5 | 11.1 |
| 生産年齢人口 (15歳～64歳) | 人数 | 16,905 | 16,713 | 15,945 | 15,026 | 14,241 |
| | 構成比 | 64.9 | 62.2 | 60.1 | 57.0 | 55.3 |
| 老年人口 (65歳以上) | 人数 | 4,952 | 6,069 | 6,867 | 8,032 | 8,669 |
| | 構成比 | 19.0 | 22.6 | 25.9 | 30.5 | 33.6 |

注) 推計人口は、社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より引用。

注) 平成12年及び平成22年において、年齢不詳があるため、各年齢層の人口と総人口とは合わない。

2 世帯数

平成22年国勢調査における新町の世帯数は10,359世帯で、平成17年の10,126世帯に比べ、2.3%の増加ですが、平成27年3月末時点の住民基本台帳では12,230世帯となっています。1世帯当たりの人数は減少してきており、核家族化の傾向が強くなっています。

今後においても、引き続き、核家族化の傾向が続くと見込まれ、平成32年では11,198世帯で、1世帯当たり2.3人と推計されます。

新町の世帯数の将来見通し

単位：世帯・人

| 区 分 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数 | 9,342 | 10,126 | 10,359 | 10,984 | 11,198 |
| 1世帯当たり人員 | 2.8 | 2.7 | 2.6 | 2.4 | 2.3 |

注) 世帯数は、人口と人口に占める世帯主数の割合から求めている。

3 産業別就業人口

平成22年の国勢調査における新町の実業人口は13,077人で、産業分野別の内訳は、第1次産業就業者が18.1%、第2次産業就業者が18.5%、第3次産業就業者が63.4%となっています。

産業別人口の推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にありますが、第3次産業は増加傾向を示しており、平成32年には、第1次産業の構成比が14.0%、第2次産業の構成比が16.3%、第3次産業の構成比が69.7%と推計されます。

新町の産業別就業人口の将来見通し

単位：人・%

| 区 分 | | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就 業 人 口 | | 13,596 | 13,403 | 13,077 | 12,852 | 12,258 |
| 第1次産業 | 人 数 | 2,588 | 2,439 | 2,367 | 2,056 | 1,716 |
| | 構成比 | 19.0 | 18.2 | 18.1 | 16.0 | 14.0 |
| 第2次産業 | 人 数 | 3,167 | 2,643 | 2,422 | 2,236 | 1,998 |
| | 構成比 | 23.3 | 19.7 | 18.5 | 17.4 | 16.3 |
| 第3次産業 | 人 数 | 7,841 | 8,321 | 8,288 | 8,560 | 8,544 |
| | 構成比 | 57.7 | 62.1 | 63.4 | 66.6 | 69.7 |

注) 就業人口は、年齢区分別人口と就業人口比率により求め、合算している。また、産業別人口は、第1次産業と第2次産業の構成比をベースにして求め、合算している。

注) 平成12年から平成22年において、分類不能があるため、按分して振り分けている。

第2節 新町の将来像

1 まちづくりの基本理念

新町のまちづくりにあたっては、次の3つを基本的な考え方として、取り組みます。

(1) パートナーシップ（※5）によるまちづくり

2町村が一つになり持続可能な社会を創造していくため、お互いを尊重し、助け合い、支え合いながら、それぞれがこれまでに培ってきた地域の力を結集して、協働による新しいまちづくりの可能性を求めていきます。

(2) 自然や人とのつながりを大切にするまちづくり

地域がともにこれまで享受してきた大自然の恩恵と人々のつながりの大切さを継承しつつ、創造性あふれる新しいまちを創り、育てていきます。

(3) 個性を生かし、地域らしさを深めるまちづくり

地域の価値（良いところ、誇るべきところ、競争力のあるところ）を共有し、その価値を高めることによって、新町に住み、生活することに誇りを持つと同時に、より競争力のあるまちづくりを進めます。

2 新町の将来像

新町の将来像は、住民と行政が共有して目指す将来の姿です。新町として目指すまちづくりの基本理念を踏まえて、新町の将来像を次のとおり設定します。

人と大地が躍動し みんなで築く
ふれあいの郷土^{さと}

「人と大地が躍動」には、自然と調和した中で、人々が農業を中心に生き生きと日々の営みを続けるということを表現しています。

「みんなで築く」には、協働、連携、交流を通して、みんなの知恵により、新しいまちを創りあげていくということを表現しています。

「ふれあい」には、みんなで助け合い、支え合うことを、「郷土」には、地域の歴史、文化などを大切にする思いを含んでいます。

全体として、「緑の大地に、人と人が、子供や若者からお年寄りまでが、住民と行政が、それぞれ一体となって、知恵を出し合いながら、農業をはじめとする産業が躍動する、人にやさしい、住みよい豊かな郷土を築いていく」という思いを込めています。

※5 対等な関係のもとで協力して事にあたること。

第3節 新町のまちづくりの基本目標

新町の将来像の実現に向けて、まちづくりの基本理念のもと、まちづくりの基本目標とその施策分野を次のとおり設定します。

【基本目標1】

—協働と創造— ともに考えともに創る活力あるまちづくり

自らの責任と判断でまちづくりを進める地方分権の時代においては、住民と行政の協働体制の確立や住民、各種団体の自主的なまちづくり活動が一層求められています。

これからのまちづくりには、住民参加は欠かせないものであり、住民一人ひとりが、まちづくり活動に積極的に参加し、住民と行政がともに考え、ともに行動するまちづくりを進めます。

また、住民の連帯意識、地域の一体感の醸成も必要不可欠であることから、これまでの長い歴史の中で培ってきた個性や特色を再認識し、尊重しながら、ふれあいや交流機会の充実、住民活動の基本となるコミュニティ活動や地域間交流の推進など、住民の自主的な活動の活発化を促進するとともに、ボランティアやNPO法人等の育成と支援など、住民の地域に根ざしたコミュニティ活動をサポートするしくみづくりを進めます。

さらに、自立した豊かなまちを持続していくため、健全で効果的、効率的な行財政運営の推進と職員の資質の向上、分権時代に対応した行政体制の整備を進めます。

【基本目標2】

—安全な食の供給— 農業を核に競争力のある産業のまちづくり

産業が生き生きと躍動する中から、雇用の場が生まれ、地域に活力をもたらします。地域の持続的な発展の基盤となる産業の活性化を図るためには、国際競争や産地間競争に対抗しうる、時代の変化に対応した振興策に取り組む必要があります。

豊かな自然に恵まれ、小麦、てん菜、いも類を主体とした畑作と酪農を中心に全国でも有数の農業地帯を形成していますが、地域の基幹産業として競争力をさらに高めていくため、安全・安心を基本とした農業の振興を図るとともに、地産地消（※6）や地域ブランドの確立に向けた取り組みなどを進めます。

また、農林業を中心とする第1次産業の振興とともに、豊かな農業資源を生かした商工業の振興や、恵まれた自然景観と農業資源など地域特性を生かした特色ある観光の振興など、農業を核に産業間の連携を強め、地域全体の産業の活性化を図っていきます。

※6 地元でとれた生産物を地元で消費すること。

【基本目標3】

—安心と思いやり—
笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

少子高齢化の進展とともに、女性の就労機会が増大しており、子育ての環境づくりやだれもが健康で安心して暮らし、積極的に社会参加できる地域づくりが求められています。

このため、子育ての支援体制づくりとともに、子供たちが健やかな生活をおくることのできる環境づくりを進めます。

また、高齢者や障害者などが安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携やボランティア活動の活性化などを通じて、地域でお互いが助け合うしくみを構築するとともに、多様なサービスを提供し、だれもが自立し、健康で安心して暮らせる温かみのあるまちづくりを進めます。

さらに、予防医療や健康づくり教育の充実など住民の健康づくりに対する意識の醸成とともに、救急医療体制の充実を図ります。

【基本目標4】

—ゆとりと個性—
文化の香る心豊かな学びのまちづくり

心の豊かさや生きがい、充実感が求められる今日、それに対応した生涯学習の機会の増大や環境づくりが必要となっています。

このため、豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を生かすとともに、施設の有効活用を図り、学習意欲に応じたさまざまな学習機会の確保と環境の充実に努めます。

また、これからの社会を担う子供たち一人ひとりの個性を大切にし、心豊かで健全に育つよう、学校と家庭及び地域が連携し、ゆとりと個性を尊重する教育環境づくりに努めます。

さらに、地域の歴史や文化・伝統の保存・伝承と新たな文化の創造、スポーツ・レクリエーション活動など、住民の自主的な活動を支援しながら、住民一人ひとりが地域に愛着を持って、生き生きと過ごすことができるまちづくりを進めます。

【基本目標5】

—環境と生活—
自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

北海道特有の恵まれた自然は、人々にやすらぎとうるおいを与える地域の貴重な財産であり、次の世代に継承していくことが必要です。

そのためには、自然環境と調和した地域社会の形成を目指し、ごみ・し尿処理対策をはじめ、リサイクルの推進や上下水道の整備などによる循環型社会（※7）への展開を図り、一人ひとりの住民が快適に生活できるまちづくりを進めます。

また、道路網や情報基盤の整備をはじめ、消防・救急・防災・防犯・交通安全対策などの充実を図り、広大な面積に分散して居住する住民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

こうした取り組みとともに、自然環境と調和した土地利用に心がけながら、公園や住宅の整備を進め、豊かでゆとりある生活の実現と定住の促進を図っていきます。

※7 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

第4節 地域別整備方針

1 幕別地域の整備方針

幕別地域は、北辺に本町地区と札内地区の2つを有しており、札内地区は帯広市に隣接している利便性から住宅団地の造成が進み、全人口の約64%にあたる16,000人が居住しています。本町地区は行政の中心地であり、文化・教育、福祉施設なども集積していますが、人口減少が緩やかに進んでおり、高齢化率も札内地区と比べ高くなっています。また、2つの市街地にはさまれた地域及び南側では広く農村地帯が広がっています。

産業は、農業を基幹とし野菜、小麦や馬鈴薯、てん菜などの栽培のほか、約12,000頭の乳用牛・肉用牛が飼育されています。工業は、窯業・土石製品、木材・木製品、食料品製造などが中心であり、商業は、近年、国道38号沿線への郊外型大型店舗等の出店が盛んですが、景気の落ち込みにより、年間販売額は減少傾向にあります。

今後は、中心市街地や幹線道路沿線に高齢化社会への対応を見据えたまちづくりを進め、周辺部にゆとりある住宅地の形成を図ります。さらに、工業地を市街地区外縁部に配置して、周辺住環境との調和を図りつつ、企業の誘致、雇用の場の拡大に取り組みます。

また、幕別地域の基幹産業である農業の振興を一層促すとともに、景観や保水機能などを維持するために、山林、農地及び緑地の保全を図ります。

2 忠類地域の整備方針

忠類地域は、国道236号を中心に市街地が形成されており、文化・教育、福祉施設や診療所、郵便局などが集積しています。

産業は、農業が中心で、人口の約4倍にあたる約7,800頭の乳用牛・肉用牛が飼育されているほか、環境にやさしい土づくりに取り組みながら、馬鈴薯や小麦、てん菜、特産品である食用のゆり根などを栽培しています。商業は、食料品を中心に日用品を取り扱う商店がほとんどで、多様化している消費者ニーズに応えるためには厳しい環境ですが、白銀台スキー場、ナウマン象記念館、ナウマン温泉ホテルアルコ236を含む道の駅周辺の観光振興などに力を注いできています。

今後も、酪農を中心とした農業の振興とともに、道の駅周辺を拠点とした観光の振興に取り組み、人口減少の抑制と雇用の場の確保を図ります。

また、住民主体の地域自治組織の育成と密接な連携を通じて、一人ひとりの顔が見える、子供からお年寄りまで安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

第5章 新町の主要施策

第1節 施策推進の基本的な考え方

新町のまちづくりにあたっては、基本理念に沿い、将来像を実現するため、次の考え方に基づいて施策及び事業を推進します。

1 地域経営の視点

住民と行政がゆるぎないパートナーシップを確立し、新町の将来像の実現に向けて協働することが、これからの地域経営に求められる基本的な姿勢です。さらに、経営という視点からは、効率的で有効な地域経営の推進が求められます。

本計画では、こうした地域経営の考え方を前提として、住民参画や住民と行政の協働が可能と考えられる事業を積極的に取りあげています。

2 均衡ある地域づくりと一体感の醸成

住民と行政が一体となった地域経営を展開していくためには、そこに暮らす住民の生活に対する安心感や、地域の一体感が前提条件となります。

本計画では、旧町村の枠を越えた地域整備はもちろん、中心市街地、農村地域を問わず地域全体が発展するようきめ細かい施策を展開し、地域格差のない均衡のあるまちづくりに努めます。

さらに、地域住民の利便性の向上と郷土意識の喚起を優先し、新町の一本化を早期に実現するための施策と事業を取りあげています。

3 行政サービス水準の維持

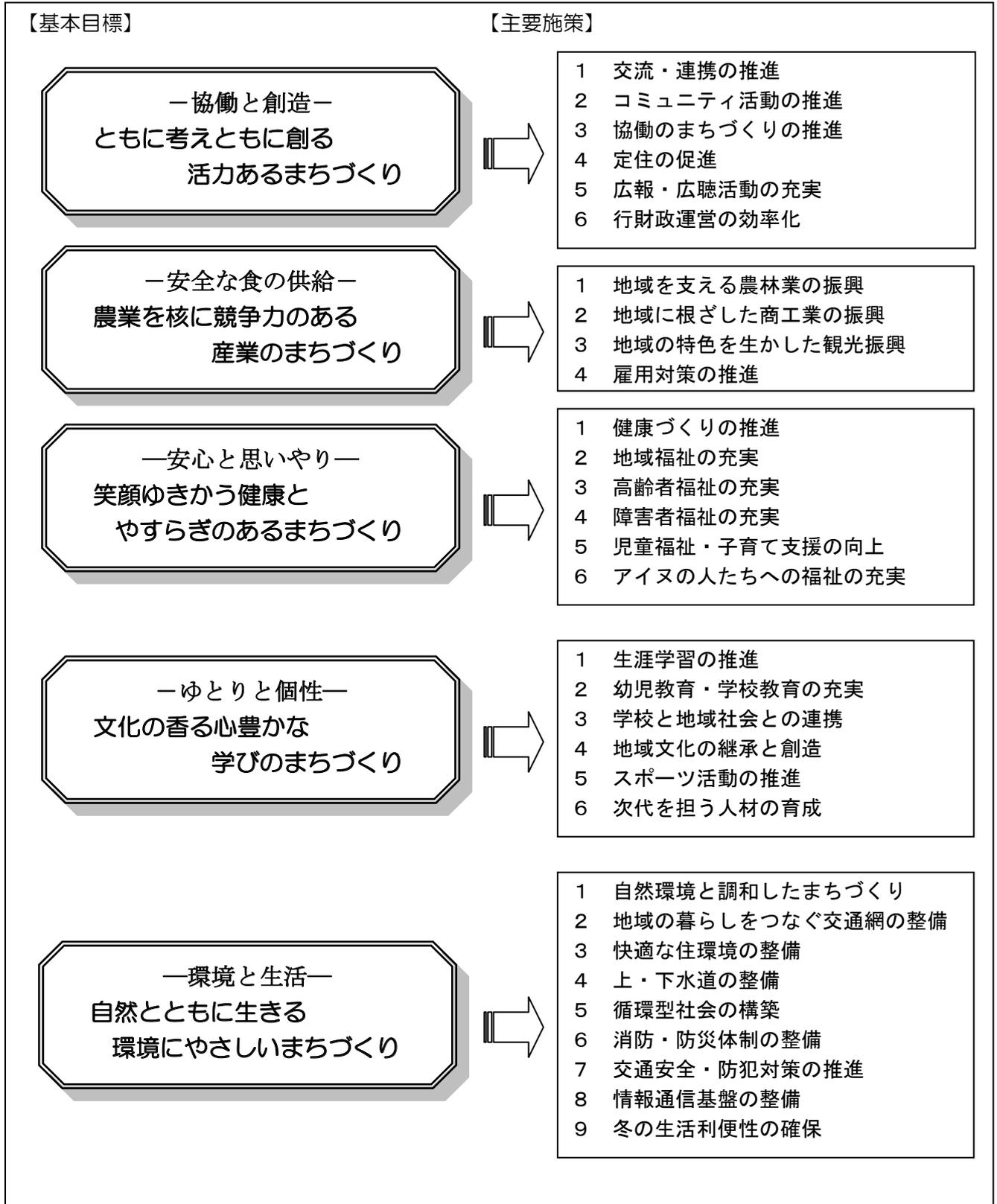
今後の地方財政に不確実さが残る中、厳しい環境にも耐えうる効率的な行政運営と安定した財政基盤を早期に確立することが求められます。

本計画に登載されている施策や事業を通じて、これまでの行政サービスの水準の維持、向上に努めることを基本としつつ、今後の財政状況や社会状況などに応じて柔軟に対応していきます。

第2節 新町におけるまちづくりの施策の体系

【将来像】

人と大地が躍動し みんなで築く ^{さと}ふれあいの郷土



第3節 新町の主要施策

基本目標1 とともに考えとともに創る活力あるまちづくり

1 交流・連携の推進

- それぞれの地域で行われてきた各種イベントについて、一体的な開催や伝統行事、祭事などへの積極的な相互参加を通じて地域間の交流を深めるとともに、一体感の醸成を促進します。
- それぞれの地域の行事や施設などの良さを互いに享受しあい、地域特性の再発見、共通した地域への誇りや郷土意識の醸成を図ります。
- 子供から高齢者まで、それぞれの年齢層が分け隔てなく行われる世代間交流を積極的に支援します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|---|
| 交流・連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・新町交流促進事業の推進 (イベントの開催、ふれあい交流事業など) ・地域再発見事業の推進 (ふるさと探検隊、行祭事への相互参加など) ・世代間交流の充実 ・合併関連記念事業の実施 |

2 コミュニティ活動の推進

- コミュニティ活動の担い手となる行政区などに対し、各種情報提供をはじめ必要な支援を通じて活発なコミュニティ活動を促進します。
- コミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実に努めるとともに、効率的な施設運営を進めます。
- コミュニティ活動に対する住民意識の高揚を図り、地域の連帯感を深めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------------|---|
| コミュニティ活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動への支援 (自主的活動の喚起、各種情報提供) ・コミュニティ施設の整備 ・コミュニティ活動に対する住民意識の高揚 |

3 協働のまちづくりの推進

- 住民と行政の協働によるまちづくりを実現するため、まちづくりに関する窓口の充実を図り、地域の意見が行政施策へ反映されるしくみづくりを進めます。
- だれもが自由に参加しながら、身近な地域の課題を話し合い、解決できる場の形成に向けて、各種情報提供をはじめ、必要な支援を行います。
- 男女共同参画の啓発に努めるとともに、男女が相互の協力の下に、家事・育児・介護などに当たることのできる環境の整備を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。
- 福祉分野や文化活動などをはじめとして、日常生活のうえで不可欠なものとなっているボランティア活動やNPO法人等に対する支援を行います。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------------|--|
| 協働のまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり推進プログラムの策定 (政策形成過程への住民参加、協働のまちづくりを進めるためのルールづくり) ・男女共同参画社会づくりの推進 ・ボランティア組織やNPO法人等の育成支援 |

協働のまちづくり推進プログラムの策定

- これまで、行政が主体となってまちづくりが進められてきましたが、最低限度の生活保障や社会基盤整備がある程度達成された今、新しいまちづくりにおいては、住民意向の行政への反映と住民と行政の連携強化の観点から、住民と行政の協働によるまちづくりを構築していくことが求められています。
- 取り組みとして、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための基本となるルールづくり、まちづくりの基本理念に基づき、少子高齢化社会への対応や環境保全といった地域を取り巻くさまざまな課題に住民が積極的に取り組んでいくことができるしくみづくりを、住民と行政が一体となって進めることが想定されます。

【事業例】

- ・地域施設などの管理（コミュニティセンターなどの管理運営、公園の清掃、植栽、除雪など）
- ・地域福祉（デイサービス支援、子育て支援、独居老人の生活支援など）
- ・環境保全（リサイクル、分別収集活動など）
- ・防災・防犯活動（防災・防犯パトロール、街灯の管理など）
- ・教育・文化・スポーツ（スポーツの普及・啓発、ホームステイの受け入れなど）
- ・その他地域振興に関すること（地域行事の企画・実施、伝統文化の伝承など）

4 定住の促進

- 人口の定着を促進するため、魅力ある住環境の整備をはじめ、就労機会の確保や子育て支援など幅広い分野で、地域の特性を生かしながら、住みよい環境のまちづくりを進めます。
- 定住を促進するとともに、他地域からの人口流入を図るための新たな支援制度などを検討します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------|--|
| 定住の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・定住対策のソフト事業の推進 (雇用対策、子育て支援、情報発信、空き家対策など) ・定住促進のための住宅及び宅地などの確保 |

5 広報・広聴活動の充実

- 住民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報の共有化が必要であることから、行政情報のさまざまな手段による積極的な発信に努めます。
- インターネット（※8）を活用したホームページ（※9）における行政情報の公開と住民意見の聴取のしくみをつくります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|------------|---|
| 広報・広聴活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行 ・行政懇談会及び出前講座の実施 ・電子媒体による情報提供・意見聴取 ・情報公開制度の充実 |

※8 パソコンなどの情報通信機器を利用し、世界的規模で情報を受発信できるコンピュータ・ネットワーク。

※9 インターネットを利用して、コンピュータで文字、画像、音声などを取り出すことができる公開された情報。

6 行財政運営の効率化

- 少子高齢化などに柔軟な対応ができる行政組織の構築を図るため、行政改革の着実な推進に努めます。
- 住民にとってわかりやすい組織づくりを目指すとともに、質の高い行政サービスを提供できる計画的な定員管理や地域ニーズに応じた人員配置に努めます。
- 合併の効果を生かした長期的・総合的な展望のもと、事業効果、施策の重要度・緊急度などにより、事業の重点化を図りながら、効率的な財政運営に努めます。
- 公共施設の管理運営業務の民間委託をはじめ、民間のノウハウを導入し、サービスの向上と経費の削減を図ります。
- 自治体としての自治能力を高め、自ら政策立案し、独自のまちづくりを実行していくため、専門的な政策形成ができる職員の育成と組織体制の強化を図ります。
- あらゆる分野での効率的な広域行政を進めます。
- 住民のニーズに応えられる相談窓口の充実を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-----------|---|
| 行財政運営の効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革の推進 ・定員適正化計画（※10）の策定 ・行政情報システム（※11）の導入 ・行政評価システム（※12）の導入 ・職員研修の充実 ・効率的な広域行政の推進 |
| 行政体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民にわかりやすい組織づくり ・本庁及び総合支所の整備 ・住民ニーズに応えられる相談窓口の充実 |

※10 町村の職員数が、人口規模、財政規模、住民サービスなどに適応した定員とするための計画。

※11 戸籍や選挙人名簿、課税情報、公文書などの情報管理や情報交換をするコンピュータシステム。

※12 政策施策や事務事業などについて、一定の基準の指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成などに活用するシステム。

基本目標2 農業を核に競争力のある産業のまちづくり

1 地域を支える農林業の振興

- 優良農地の維持や生産性の向上、農村環境の改善などを図るため、長期的な観点に立って、生産基盤の整備を計画的に推進します。
- 自然災害から農地を守るため、土地改良施設の機能維持を図るなど、施設管理体制を強化します。
- 安心、安全、新鮮な農産物に対するニーズは今後も高まっていくことが予想されることから、低農薬や有機栽培などの環境保全型農業（※13）の定着を、生産者、関係機関と連携して推進します。
- 地元の食材や食文化を大切にするという観点から、地産地消、食育（※14）の取り組みとともに、競争力のある地域ブランドの形成に向けた取り組みを進めます。
- 農業関連分野への就業機会の拡大と、高付加価値型農業（※15）の推進を図るため、アグリビジネス（※16）の創出に向けた取り組みを支援します。
- 農業生産施設の整備など、農業経営に必要な事業への支援のため、融資制度の充実を図ります。
- 農業の担い手の確保・育成を図るため、農業生産法人、若者を中心としたU J Iターン（※17）希望者、定年帰農者（※18）など担い手の多様化を図るとともに、コントラクター（※19）の育成などで安心して就農できる環境づくりに努めます。
- 畜産業の安定的な経営の維持・発展を図るため、消費者に信頼性の高い畜産物の生産を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理を促進し、畜産環境の向上を図っていきます。
- 間伐などの森林整備を推進するとともに、公益的機能を有する豊かな森林の育成に努めます。
- 民有林の育成指導や林業後継者の確保を図るとともに、森林組合や木材産業の育成を図ります。

※13 農業の持つ循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

※14 心身の健康の基本となる食生活や食の安全について、自ら考えを身につけさせる取り組み。

※15 農業生産を核として流通、加工、情報、交流などにより付加価値を高めた農業。

※16 農業生産を基本に加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業。

※17 都市に居住する人が卒業、就職、転職などを機会に、故郷（Uターン）や故郷に近い地方（Jターン）、あるいは自分の出身地以外の地方（Iターン）へ居住を移すこと。

※18 農家出身者が定年退職後、都会暮らしをやめて故郷へUターンし、第二の人生の仕事として農業を始める者。

※19 農業経営の規模拡大や複合化、労働負担軽減のため、農作物の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------------|---|
| 農業振興プランづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興のための計画などの策定 (地域農業マスタープラン、農業振興地域整備計画、農業基本構想など) |
| 生産基盤の整備充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業管理計画の策定 ・ 畑地帯総合整備事業 ・ 農道整備事業 ・ かんがい排水事業 ・ 土づくりの推進 ・ その他農業農村整備に関する事業の推進 |
| 安全・安心な農業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全型農業の推進 (低農薬や有機栽培、適切な廃プラ処理など) ・ 地産地消と食育の推進 ・ 地域ブランド化の推進 |
| 農業経営の高度化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地流動化の推進 ・ アグリビジネスの推進 ・ 農業経営資金貸付制度の充実 |
| 農業の担い手の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手対策の充実(農業生産法人の育成など) ・ コントラクターの育成 ・ 新規就農者の受入れ環境の整備 |
| 畜産の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画の策定 ・ 町有牧場の整備(牧柵、草地改良など) ・ 畜産担い手育成事業の推進 ・ 畜産環境の整備 |
| 林業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備計画の策定 ・ 町有林の整備 ・ 民有林の育成指導 ・ 育苗事業の推進 ・ 担い手の育成 |

2 地域に根ざした商工業の振興

- 若い世代の定住、都市部からのUターン者の受け入れなどを促進するため、地域の商店街を活気のある“賑わいの場”として機能を高めます。
- 高齢者や交通手段を持たない人たちの日常生活の利便性を高める観点から、個性的な店舗や地域福祉サービスにも対応したコミュニティ店舗（※20）など地域に根ざした商業地の形成を図ります。
- 空き店舗や遊休地については、コミュニティ・ビジネスを展開するための事業所への転用、単身者や高齢者向けの居住施設など、多様な主体が交流できる環境を整備することで、活性化を促進します。
- 大型商業施設と地域商店街の共存を図るとともに、均衡ある発展を目指します。
- 既存企業の経営基盤の安定と強化を支援するとともに、競争力のある優良企業の育成を図ります。
- 就業の場の創出による若者の定住効果や地域産業への波及効果を考慮しつつ、既に開発済みの工業団地や地域にある経営資源を有効に活用・PRして、新たな産業の立地に努めます。
- 都市計画による商業地域及び工業地域などへの立地誘導を図るとともに、優良な企業が進出しやすい環境の整備を進めます。
- 介護、福祉、育児、環境保護など、日常生活に密着した分野については、民間のビジネス領域と捉え、民間への委託やコミュニティ・ビジネスとしての起業を促進します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|--|
| 商店街の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化の促進 ・商工会の育成強化 ・消費者相談体制の充実 |
| 地場産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営近代化の促進 ・地場産品を生かした他分野への展開の促進 ・後継者育成の促進 ・中小企業融資制度の充実 |
| 産業立地の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業立地に向けた良好な環境の整備 |
| 新事業の創造支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に密着した分野におけるコミュニティ・ビジネスとしての起業の促進 ・地域資源などを生かしたコミュニティ・ビジネスへの支援 |

※20 店舗にオープンスペースを確保し、住民福祉の活動拠点、憩いと交流の場としての機能を有する。

コミュニティ・ビジネス

- コミュニティ・ビジネスとは、普段の生活の中で、困っていること、地域の中にこんなサービスがあるといいなと思うことや、地域の中のさまざまな課題を解決するために、自分たちのアイデアと地域にある資源を活用して取り組む住民主体・地域密着型の事業活動です。
- 過疎化や少子高齢化の進行などにより発生した新たな地域社会の問題について、地域ネットワークや個人の働きにより、地域固有の資源を活用した、地域の実情にあったきめ細かな対応が可能となります。

【事業例】

| | |
|-------------|--|
| 障害者・高齢者生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしのお年寄りのために、弁当を作り配達する。 ・自宅などを開放して高齢者のデイサービスを提供する。 ・仕事をしたい高齢者や障害者に働く機会を創出する。 ・足腰の弱い人のために買い物などの送迎を手伝う。 |
| 子育て支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・働く女性のために、地域で託児・保育を引き受ける。 ・子育てを支援する情報誌やサークルをつくる。 |
| 家事支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・掃除、修繕などのさまざまな家事サービスを提供する。 |
| 環境保全・リサイクル | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で発生する廃油を再生して石鹸などを製造・販売する。 ・地域で発生した廃品や不用品を利用して、リサイクルショップを運営する。 |
| 情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちのためにパソコン講習会を開設する。 |
| 食品加工・産直施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・農家グループが直売施設を運営する。 ・地域の食材を使ったレストランを経営する。 |
| 商店街の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗を利用したチャレンジ・ショップ（※21）を運営する。 |
| 特産品開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民グループが独自の特産品を開発、製造、販売する。 |

※21 商店の起業を希望する者が、商店街などから安価な小店舗を提供してもらい、開設する店舗。

3 地域の特徴を生かした観光振興

- 観光の拠点施設である道の駅などの観光資源と、さまざまなイベントとの融合、連携を図り、関連性のある資源を一つにつなぐ戦略的なストーリーやテーマづくりを進めます。さらに、そのストーリーやテーマごとに広域的に結びつけることで、地域全体の魅力を高めます。
- 農業農村の美しい景観や地域の食資源を生かすとともに、地域産業との結びつきによる体験型産業観光（※22）などの新たな観光資源の創造と、それらを通じた生産者と消費者のコミュニティづくりを進めます。
- 観光協会などとの連携を深め、ホームページを利用した新たな観光情報の発信など広報宣伝の充実を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|------------|---|
| 観光資源の有機的連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源連携の推進 (関連性のある資源を一つにつなぐ戦略的なストーリーやテーマづくり) ・滞在型・体験型産業観光の振興 (地域産業と連携した新たな観光資源の創造) |
| 観光施設の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備充実 |
| 観光イベントの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催 ・四季を通じた観光イベントの充実 ・観光協会との連携と育成 |
| 観光情報の発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光情報発信の推進 |

4 雇用対策の推進

- 農業及び農業に関連する食品加工などの分野で雇用の場の確保と創出に努めます。
- 学卒者をはじめ、高齢者や障害者の雇用の場の確保に努めます。
- 就労機会拡大のため相談体制を充実し、就労に関わる情報提供に努めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|---------|--|
| 雇用環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある雇用の場の確保と創出 ・若者の定住化を促進する快適な住環境の整備 |
| 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談体制の充実と就労に関わる情報提供 |

※22 地域の産業資源を学習や体験することにより、ものづくりの原点に触れること。

基本目標3 笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり

1 健康づくりの推進

- 健康づくりを進めるために地域住民と医療機関、行政が一体となったしくみづくりを進めます。
- 健康づくりには、一人ひとりの健康への関心を高めることが重要であることから、生活習慣病に関する学習機会の充実や健康診断の受診率向上を図るとともに、受診結果を早期治療につなげる支援など、予防医療の充実を図ります。
- 保健センター機能の充実と健康相談、健康教育の充実を図ります。
- 広範囲なニーズに対応する地域医療体制の充実と、身近な日常的診療機関の充実を図ります。
- 適時適切な医療を受けるための救急医療体制の充実を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|--|
| 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画の策定 ・生活習慣の改善を図る健康づくり教育の充実 ・軽スポーツの推進 |
| 予防医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・検診・予防接種の充実 ・保健センターの連携強化 |
| 地域医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・診療施設の整備 ・救急医療体制の充実 |

2 地域福祉の充実

- 「人が人を支援する場」に参加するための情報に主体的に接することができるよう、さまざまなサービスを必要とする人と、提供する人とが結ばれる環境づくりを進めます。
- 各種福祉施設については、民間活力を最大限に活用する観点から、行政と民間事業者との連携の強化に努めます。
- 高齢者や障害者などに配慮し、ユニバーサルデザイン（※23）を取り入れたまちづくりや公共施設の整備を図ります。
- 健康で働く意欲があり、知識や技能を有する高齢者や障害者が地域社会で活躍・貢献することができるよう、社会参加の機会の拡充を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|---------|---|
| 地域福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定 ・地域福祉プラットフォーム型システムの構築 ・社会福祉協議会など関係団体との連携強化 ・児童生徒から住民、団体、事業所などを対象に広範囲なボランティアやNPO法人等の育成 |
| 社会参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者に配慮した施設整備 ・高齢者や障害者などの就業機会、社会参加の機会の拡大（シルバー人材センターなどの事業受託の充実） |

※23 あらゆる人が利用できるように考えて、製品、建物、環境をデザインするという概念。

地域福祉プラットフォーム

- 健康志向の高まりとともに、高齢化社会においては、一人ひとりの意識啓発と、個人、団体を問わずそれぞれの個性を生かしつつ、お互いに連携できるしくみが必要となります。このためには、「どこで自分の能力を生かすことができるのか」、「こういう所でこのような能力を求めている」、という情報を容易に入手できるしくみ、さまざまなサービスを必要とする人と提供する人とが結ばれる環境づくりが求められています。
- 「地域福祉プラットフォーム」とは、地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場のことです。プラットフォームとは、「駅のプラットフォームのように、そこを経由すると目的地に行ける」という意味から、さまざまな団体や個人が連携して問題を解決するしくみのことを指しています。
- 「地域福祉プラットフォーム」には、地域福祉に関わるあらゆる人々や団体はもちろん、だれもが気軽に、ボランティアに参加できる機会の創出につながります。

3 高齢者福祉の充実

- 生き生きと暮らす健康年齢をできる限り長く保つため、社会貢献の機会、交流機会などの提供と高齢者が生きがいを持って、安全、快適に生活できる環境の整備を進めます。
- 在宅介護が必要な世帯へのきめ細かな指導や相談・援助に努めます。
- 福祉、保健、医療分野の連携により、自立した生活が行えるようきめ細かなシステムづくりに努めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|--|
| 高齢者福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ・各施設と社会福祉協議会との連携による介護予防、自立援助施策の充実 ・在宅要介護世帯への支援 ・緊急通報システムの整備 ・在宅介護支援センターの機能充実 ・その他各種高齢者福祉サービスの推進 |

4 障害者福祉の充実

- 障害者が地域社会の中で自立し、社会参加ができる環境づくりを進めるとともに、地域内にある障害者の授産施設や更生施設の連携を促進します。
- 障害者やその家族がいつでも相談でき、各種サービスを有効に利用できる体制の充実を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|---|
| 障害者福祉の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅障害者及び家族の相談体制と支援施策の充実 ・その他各種障害者福祉サービスの推進 |

5 児童福祉・子育て支援の向上

- 保育所、子育て支援センターなど児童福祉施設の連携により、育児支援の充実を図ります。
- 幼稚園と保育所との連携を進めるとともに、延長保育、一時保育の機能を充実させ、少子化や共働き家庭が一般化した社会に対応する施設の運営に努め、安心して出産、子育て、就業ができる環境を整えます。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的な自立に向けた相談体制の充実を図ります。
- 児童虐待防止や保護を必要とする児童などに対する施策の充実を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-----------|--|
| 子育て支援の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画の策定 ・児童福祉施設の連携による育児支援の充実 ・共働き家庭に対応した施設の運営 ・生活の安定と経済的な自立に向けた相談体制の充実 ・ひとり親家庭の子育て支援 ・児童虐待防止の推進と相談体制の充実 ・その他各種子育て支援サービスの推進 |
| 児童福祉施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の整備 |

6 アイヌの人たちへの福祉の充実

- アイヌの人たちが、社会的、経済的に安定した生活を営むことができるよう、支援の充実を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------------|---|
| アイヌの人たちへの福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅資金の貸付 ・安定した生活を支援する相談体制の充実 |

基本目標4 文化の香る心豊かな学びのまちづくり

1 生涯学習の推進

- 年齢や学習意欲に応じた多様な学習機会を提供するため、住民自らが必要と考える地域や生活の課題を中心に、住民と行政が協働で学習プログラムを組み立てるしくみづくりを進めます。
- 学習する人々やグループ・サークル間の交流を促進し、学習成果をまちづくりに反映できるしくみづくりを進めます。
- 住民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館・公民館などの生涯学習施設の充実を図るとともに、百年記念ホールを中心とした生涯学習施設のネットワークの形成を進めます。

| 個 別 施 策 | 主 要 事 業 等 |
|------------|--|
| 生涯学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画の策定 ・各種生涯学習講座の開設 ・各種グループ・サークル間の交流の促進 ・学習成果発表会などの開催支援 ・生涯学習指導者ボランティアの育成・登録 |
| 生涯学習の環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設のネットワーク化 |

2 幼児教育・学校教育の充実

- 幼稚園と保育所の交流を図るとともに、地域、家庭及び小学校と連携のとれた幼児教育を推進します。
- 新町の歴史や風土、文化を学び、ふるさとへの愛着心を育む教育や環境教育を推進します。
- 安全・安心な小中学校の校舎や体育館の整備、情報教育設備などの充実を図り、教育環境の向上に努めます。
- 個性豊かで魅力ある人づくりのため、語学教育とパソコン教育を推進します。
- 学校給食施設の整備を進めるとともに、地域の特性を生かした学校給食の充実に努めます。
- 学校間の交流を通して、それぞれの個性ある教育の情報交換と相互理解を深めます。
- 地元高等学校の教育環境の充実に向けて、関係機関、団体などと協力して取り組みます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|---|
| 幼児教育の充実 | ・幼稚園と保育所との連携強化による一貫した幼児教育の推進 |
| 義務教育の充実 | ・体験学習・総合学習の推進 （熟練技能者等社会人の学校への派遣など） ・公立学校の校舎・施設の整備 ・AETなど英語指導助手の活用 ・学校給食センターの整備 ・スクールバスの更新 ・教職員住宅の整備 |
| 学校間の交流促進 | ・学習、少年団や部活動などを通じた学校間の交流促進 ・小中学校及び高等学校間の交流促進 |

3 学校と地域社会との連携

- 学校と地域社会が連携し、児童生徒と地域住民が交わる機会を設け、さまざまな体験活動やふるさと学習などにより、子供の健やかな成長を促します。
- 図書館と小中学校の図書室との情報通信技術を活用したネットワーク化を進め、地域のだれもが蔵書を有効に利用できるしくみづくりを進めます。
- 家庭や地域との連携を密にし、「いじめ」や犯罪などの危険から児童生徒を守るしくみづくりに努めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------------|--|
| 学校と地域社会との連携 | ・児童生徒のボランティア活動や地域活動への参加促進 ・図書館と学校図書室とのネットワーク化の推進 ・家庭や地域における非行防止活動の推進 |

4 地域文化の継承と創造

- 百年記念ホールを、芸術・文化活動の中核施設として、新町全体での活用を推進します。
また、身近に存在する施設を活用した文化活動の振興を図ります。
- 地域内の各種文化活動グループ・サークル間の交流を促進します。
- 地域の歴史や伝統文化を新町全体の財産として共有し、後世に伝承していく取り組みを支援します。
- アイヌ文化の総合的な保存・振興を図るため、アイヌの人たちの伝統的生活空間（イオル）の整備について、関係機関に働きかけていきます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|------------|--|
| 芸術・文化の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動施設間の連携による利用促進 ・生涯学習との連携による芸術文化活動の支援 ・芸術・文化講演会、音楽会、観劇などの開催支援 |
| 歴史文化の保全・伝承 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡、遺跡などの調査、保全と周辺環境の整備 ・歴史資料などを保存、伝承する施設の整備 ・郷土をテーマとした学習機会の充実と推進 |

5 スポーツ活動の推進

- 心身ともに健康な生活を営むために欠かすことのできないスポーツ・レクリエーション活動の振興のため、社会体育施設の整備を進めるとともに、効果的な活用を促進します。
- あらゆる階層に親しまれているパークゴルフをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動を通じた地域間、世代間交流を進めます。
- 世代を超えて地域ぐるみで、その時々に適したスポーツに親しむことができる住民の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブ（※24）の育成を図ります。
- 各地域に根ざしたスポーツ団体の育成と、それぞれの団体間の交流連携を推進します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-----------|--|
| 社会体育施設の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の整備 ・学校開放事業の推進 |
| スポーツ交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ交流会などの開催支援 ・総合型地域スポーツクラブの育成 ・社会体育ボランティア指導者の育成 |

※24 子供から高齢者まで、スポーツを愛好する人々が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ。

6 次代を担う人材の育成

- 児童生徒をはじめとした地域住民の国内先進地や海外への研修事業を通じて、広い視野を持った人材の育成に努めます。
- 国際化の要請に対応し、語学教育の充実を図ります。
- 姉妹都市や友好都市などとの交流機会の充実や交流活動の推進を図ります。

| 個 別 施 策 | 主 要 事 業 等 |
|------------|---|
| 次代を担う人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流員の配置 ・ 国内外への派遣研修の推進 ・ 国内外のさまざまな地域との交流促進 |

基本目標5 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり

1 自然環境と調和したまちづくり

- 地域の特色を生かしながら、自然環境に配慮した秩序ある計画的な土地利用を図ります。
- 自然環境や生態系に配慮した河川整備や維持管理、森林の公益的機能を増進するための森林整備や森林景観の維持保全に努めます。
- 住民が身近に自然に親しむことができる、自然環境との調和に配慮した公園緑地の整備を進めます。
- 住民が自然に対する理解を深めるための活動を推進します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------------|--|
| 自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の策定 ・河川整備事業の推進 ・公園緑地整備事業の推進 |
| 秩序ある土地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画の策定 ・地籍調査事業の推進 |
| 地球環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の計画策定 |

2 地域の暮らしをつなぐ交通網の整備

- 地域における暮らしの生命線は道路であることから、国道、道道などの主要幹線道路をはじめ、利便性の高い道路網の構築を、関係機関の協力を得ながら重点的に進めます。
- 日常生活の快適性や交通安全の面に配慮した生活に身近で重要な生活関連道路の整備を進めます。
- 主な公共施設などを巡回する、住民が利用しやすい地域内循環バスの導入に努めます。
- 住民の足を確保する生活維持路線バスの運行の確保に努めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-----------|---|
| 幹線道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道の整備促進 ・道道の整備促進 |
| 生活関連道路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の整備 ・町道の整備 ・街路の整備 |
| 地域内交通の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・町営バス、コミュニティバス（※25）などの運行 ・生活維持路線バスの運行の確保 |

※25 地域の公共交通需要に対応するため、地域内を運行するバス。

3 快適な住環境の整備

- 若い世代の定住、都市部からのUターン者の受入れや、高齢者や障害者にも配慮した多様な住環境の形成を進めます。
- 都市計画区域にあつては、用途地域への適切な宅地誘導を図るとともに、住民の要望に合わせた快適な環境整備が伴う宅地造成などを進めます。また、都市計画区域以外においても、必要に応じて計画的な宅地造成などを行っていきます。
- 公営住宅については、住宅需要に対応した計画的な建設や建替整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した住宅の供給を図ります。
- 火葬場利用の利便性の向上や、将来予想される墓地不足に対応するため、火葬場及び墓地の整備を図ります。
- 自然環境に恵まれたまちとして、道路沿いや公共施設周辺への積極的な植樹や花の植栽などを、地域の協力を得て進め、魅力ある景観形成を図ります。
- だれもが身近に利用できる公園や子供たちが安心して遊ぶことのできる公園整備を進めるとともに、日常的なレクリエーション活動としてのパークゴルフ場を有する公園については、地域が主体となった維持管理手法の導入を検討します。

| 個 別 施 策 | 主 要 事 業 等 |
|----------------|--|
| 住 環 境 の 整 備 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画の策定 ・公営住宅の整備 ・土地区画整理事業の促進 ・住宅建設の促進 ・火葬場及び墓地の整備 |
| 快 適 な 景 観 づ くり | <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の推進 (花いっぱい運動や観光施設や公共施設などへの誘導のための案内標識などの整備) |

4 上・下水道の整備

- 清浄で安全な水道水を安定的に供給するため、上水道事業の整備や広域化を図るとともに、簡易水道事業の整備を進めます。
- 生活環境の改善、河川など公共用水域の水質保全と、衛生環境の向上のため、公共下水道など生活排水処理施設の計画的な整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- 公共下水道などの処理区域以外では、個別排水処理施設の設置を促進します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|---------|--|
| 上水道等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・上水道第3次拡張事業の推進 ・上水道の整備 ・簡易水道の整備 |
| 下水道等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・流域関連公共下水道の整備 ・個別排水処理施設の整備（合併処理浄化槽の設置） |

5 循環型社会の構築

- 多様化する環境問題に対応し、自然と共生していくためには、住民一人ひとりの理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を実践していく必要があることから、子供から高齢者まであらゆる世代に対する環境教育や体験学習を推進します。
- 循環型社会の構築を目指した地球環境にやさしい地域を形成するため、し尿処理体制の維持とともに、ごみの減量化・再資源化、省エネルギー化を進めます。
- 公害の未然防止や発生源対策など、環境汚染に関する監視に、関係機関と連携して取り組みます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|---------------|---|
| 省資源・省エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会システムの普及啓発 ・公共施設省エネルギー事業の導入 |
| 衛生環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化などの推進 ・廃棄物の適正処理の推進 |

6 消防・防災体制の整備

- 消防庁舎や消防施設の整備などとともに、消防体制の強化を図ります。
- 災害の発生に対して速やかに対応できるように、消防・救急救助体制の強化を図るとともに、情報通信基盤を活用した迅速な情報収集・伝達環境の構築を進めます。
- 地域ぐるみの防災訓練などを通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織や防災ボランティアなどの育成により、地域防災体制の強化を図ります。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|--------------|---|
| 消防・救急救助体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防施設の整備 (消防車両更新、防火水槽設置、消防通信施設整備) ・ 救急業務高度化の推進 (高規格救急自動車の更新など) ・ 消防庁舎の整備 |
| 防災体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の策定 ・ 自主防災組織や防災ボランティアなどの育成 ・ 防災物品の整備と非常食の備蓄 ・ 防災訓練の実施 |

7 交通安全・防犯対策の推進

- 関係機関、団体などと連携して、交通安全思想の普及と徹底を図ります。
- 歩道の設置など、高齢者や障害者にも配慮した交通安全施設の整備を進めます。
- 地域と学校、警察などの関係機関との連携や協力体制を強化するとともに、住民相互の自主的な防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-----------|---|
| 交通安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全計画の策定 ・ 交通安全意識や交通マナーの啓発 ・ 交通安全施設の整備 |
| 防犯対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯対策の連携強化 |

8 情報通信基盤の整備

- 住民サービスの向上や新たな行政課題への対応、行政遂行能力の向上、行政の効率化などの観点から、インターネットなどを活用した地域情報ネットワークを構築し、産業、教育、行政、福祉、医療、防災など、さまざまな分野において双方向の情報通信サービスを推進します。また、インターネット接続環境の向上と、携帯電話の不感地域の解消を進めます。
- 総合行政ネットワーク（※26）を活用し、国や道との連携を深めるとともに、住民が容易に行政情報を入手できるシステムづくりを進めます。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|-------------|---|
| 情報通信基盤の整備 | ・高速大容量化に対応できる情報通信網の整備充実 |
| 情報ネットワークの構築 | ・各種申請、公共施設の利用など手続きのオンライン化 ・日常的な行政サービス分野におけるIT（※27）化の推進 ・総合行政ネットワークの活用 |

9 冬の生活利便性の確保

- 冬期間の交通は、人々の暮らしやすさを確保するうえで最も重要な課題であることから、行政における除排雪のみならず、民間への作業委託や地域、ボランティアなどと連携した除排雪の体制づくりを進めます。
- 雪による事故や災害を防止するため、道路の除排雪をはじめ、交通事故の防止、高齢者・障害者世帯の保護など、関係機関、団体などとの連携体制の強化に努めます。
- 冬でも遊ぶことのできる公園づくりを進めるとともに、地域の施設を利用した、雪国育ちの子供ならではのスポーツや遊びを促進します。

| 個別施策 | 主要事業等 |
|----------|--------------------------------------|
| 除排雪対策の充実 | ・民間や地域と連携した除排雪体制のしくみづくり ・除雪機械の更新 |
| 冬を楽しむ | ・冬でも遊ぶことのできる公園づくり ・冬のスポーツ、イベントの支援 |

※26 地方自治体のコンピュータ・ネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

※27 情報技術。

第6章 北海道事業の必要性

第1節 北海道の役割

新町の将来像の実現に向けて、住民と行政が連携して速やかな一体性の確立と、新町の地域らしさを高めていくうえで、北海道が主体となって実施する事業は不可欠です。

広域的な視点での都市基盤整備や農業基盤整備の推進など、合併後のまちづくりへの支援として、北海道に期待する事業は次のとおりです。

第2節 新町における北海道事業

| 主要施策 | 主要事業等 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 農業を核に競争力のある産業のまちづくり | ・農業農村整備事業（畑地帯総合整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業） |
| 自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり | ・河川改修事業 ・道道整備事業 |

第7章 公共施設等の統合整備

公共的施設の統合整備については、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備を基本としますが、地域住民の生活と密接に影響を及ぼすものであることから、地域全体の特性や均衡を考慮するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、逐次検討を加えながら計画的に進めていきます。

また、新たな公共的施設については、財政事情などを考慮しながら当該施設が特定の地域のみならず新町全体にもたらす将来的な効果や効率性に加え、維持経費など後年次の負担などについても十分検討を行い、貢献度の高い施設整備を実施します。

一方、現在の町村役場においては、住民に密着した行政サービスを提供する施設（本庁・総合支所）として存続させ、必要に応じ組織機構の改革を行いながら、通信システムのネットワーク化などにより、必要な機能の整備を図ります。

第8章 財政計画

財政計画は、平成18年度から平成26年度までは決算額、平成27年度以降については、歳入歳出の項目ごとに過去の決算状況等を踏まえ、現段階で想定できる要素などを勘案し、策定しています。

第1節 基本的な考え方

1 歳入

(1) 地方税

今後の人口推移などを勘案し、現段階で把握できる税制改正の内容を反映して推計しています。

(2) 地方交付税

合併算定替の段階的な縮減や合併特例債に関する事業の交付税措置分などを見込んで推計しています。

(3) 分担金・負担金

過去の決算状況等を踏まえて推計しています。

(4) 使用料・手数料

過去の決算状況等を踏まえて推計しています。

(5) 国庫支出金・道支出金

過去の決算状況等を踏まえて推計しています。

(6) 地方債

今後の新庁舎建設と札幌福祉センター改築後における地方債発行額の抑制を見込んで推計しています。また、臨時財政対策債についても、段階的な削減を見込んで推計しています。

2 歳出

(1) 人件費

今後の定年退職者の推移を踏まえ、再任用職員と新規採用職員の増減を勘案して推計しています。

(2) 物件費・維持修繕費

過去の決算状況の伸び率等を勘案して推計しています。

(3) 補助費等

現行における国及び北海道の補助制度を基本に、過去の決算状況等を踏まえて推計しています。

(4) 普通建設事業費

今後の新庁舎建設と札内福祉センター改築後における普通建設事業費の縮小を見込んで推計しています。

(5) 公債費

新庁舎建設事業や札内福祉センター改築事業に伴う合併特例債の借入のほか、今後、新たに借入れする地方債の償還見込み額を踏まえ推計しています。

(6) 扶助費

過去の決算状況の伸び率等を勘案して推計しています。

3 対象

本計画は、普通会計を対象としています。

第2節 財政計画

実績

単位：百万円

| 区 分 | | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 |
|--------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 歳 入 | 地 方 税 | 2,277 | 2,526 | 2,530 | 2,495 | 2,529 | 2,594 | 2,571 | 2,632 | 2,699 |
| | 地 方 譲 与 税 | 566 | 374 | 360 | 337 | 327 | 318 | 296 | 281 | 268 |
| | その他の交付金 | 480 | 438 | 420 | 391 | 398 | 376 | 352 | 370 | 390 |
| | 地 方 交 付 税 | 6,014 | 5,699 | 5,677 | 5,921 | 6,553 | 6,322 | 6,393 | 6,327 | 6,141 |
| | 国庫支出金 | 710 | 560 | 747 | 2,029 | 1,226 | 1,025 | 899 | 2,005 | 1,026 |
| | 道 支 出 金 | 521 | 557 | 519 | 1,274 | 876 | 2,372 | 933 | 705 | 975 |
| | 地 方 債 | 2,967 | 1,730 | 1,323 | 954 | 1,066 | 1,044 | 1,133 | 1,288 | 1,775 |
| | その他の収入 | 2,257 | 2,585 | 1,791 | 1,650 | 1,359 | 1,636 | 1,523 | 1,746 | 1,904 |
| | 歳 入 合 計 | 15,792 | 14,469 | 13,367 | 15,051 | 14,334 | 15,687 | 14,100 | 15,354 | 15,178 |
| 歳 出 | 人 件 費 | 2,241 | 2,203 | 2,074 | 2,044 | 2,055 | 2,004 | 1,903 | 1,864 | 1,845 |
| | 物 件 費 | 1,806 | 1,805 | 1,762 | 1,829 | 1,876 | 1,970 | 1,988 | 2,054 | 2,166 |
| | 維持補修費 | 259 | 272 | 321 | 284 | 272 | 283 | 338 | 300 | 468 |
| | 補助費等 | 2,210 | 1,536 | 1,488 | 2,731 | 1,543 | 1,587 | 1,664 | 1,578 | 1,855 |
| | 投資的経費 | 2,852 | 1,880 | 1,707 | 2,193 | 2,171 | 3,479 | 1,917 | 2,888 | 2,279 |
| | 公 債 費 | 2,964 | 3,162 | 2,755 | 2,813 | 2,583 | 2,554 | 2,228 | 2,252 | 1,994 |
| | 扶 助 費 | 812 | 925 | 935 | 1,003 | 1,378 | 1,480 | 1,540 | 1,633 | 1,844 |
| | その他の支出 | 2,417 | 2,453 | 2,116 | 1,891 | 2,223 | 2,142 | 2,180 | 2,309 | 2,254 |
| | 歳 出 合 計 | 15,561 | 14,236 | 13,158 | 14,788 | 14,101 | 15,499 | 13,758 | 14,878 | 14,705 |
| 差 引 | 231 | 233 | 209 | 263 | 233 | 188 | 342 | 476 | 473 | |
| 基金残高 | 3,523 | 2,995 | 3,108 | 2,984 | 3,516 | 3,545 | 3,701 | 3,867 | 3,891 | |

推計

単位：百万円

| 区 分 | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 平成 32年度 |
|---------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 歳 入 | 地 方 税 | 2,678 | 2,683 | 2,683 | 2,664 | 2,667 | 2,665 |
| | 地 方 譲 与 税 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| | その他の交付金 | 487 | 486 | 600 | 599 | 598 | 597 |
| | 地 方 交 付 税 | 6,114 | 5,988 | 5,854 | 5,776 | 5,728 | 5,640 |
| | 国 庫 支 出 金 | 1,168 | 1,112 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| | 道 支 出 金 | 1,175 | 913 | 900 | 900 | 900 | 900 |
| | 地 方 債 | 3,285 | 1,703 | 1,451 | 1,393 | 1,390 | 1,383 |
| | その他の収入 | 1,877 | 1,720 | 1,333 | 1,333 | 1,355 | 1,347 |
| | 歳 入 合 計 | 17,047 | 14,868 | 14,184 | 14,028 | 14,001 | 13,895 |
| 歳 出 | 人 件 費 | 1,870 | 1,883 | 1,839 | 1,805 | 1,815 | 1,803 |
| | 物 件 費 | 2,200 | 2,200 | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 2,250 |
| | 維 持 補 修 費 | 425 | 425 | 430 | 430 | 430 | 430 |
| | 補 助 費 等 | 2,384 | 1,630 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 |
| | 投 資 的 経 費 | 4,168 | 2,669 | 2,033 | 1,972 | 1,871 | 1,807 |
| | 公 債 費 | 1,916 | 1,962 | 1,998 | 1,932 | 1,972 | 1,915 |
| | 扶 助 費 | 1,820 | 1,834 | 1,849 | 1,864 | 1,879 | 1,894 |
| | その他の支出 | 2,264 | 2,265 | 2,270 | 2,260 | 2,269 | 2,281 |
| | 歳 出 合 計 | 17,047 | 14,868 | 14,184 | 14,028 | 14,001 | 13,895 |
| 差 引 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 基 金 残 高 | 3,443 | 3,040 | 3,039 | 3,042 | 3,045 | 3,048 | |